

軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正等を求める意見書

軽度外傷性脳損傷は、交通事故や転倒、スポーツ外傷等により頭部に衝撃を受けた際に脳が損傷し、その結果として、持続する頭痛、意識状態の変化や事故前後の記憶喪失、けいれん発作や手足のしびれなどの多岐にわたる症状が現れる。また、重症な場合は寝たきりの生活になることもある。

平成19年の世界保健機関（WHO）の報告から推測すると、軽度外傷性脳損傷の発生は年間900万人以上に上るとされ、我が国においても、その対策が求められている。この疾病は、磁気共鳴画像（MRI）などによる画像診断だけでは異常が見つかりにくいため、労働者災害補償保険（労災）や自動車損害賠償責任保険の補償対象にならないケースが多くなっている。働くことができない上に補償も十分に受けられない患者は経済的に追い込まれ、患者家族にとっても深刻な状況が続いている。

国においても、平成25年5月に、厚生労働科学研究事業で軽度外傷性脳損傷の定義に該当する可能性がある症例があることが報告され、この結果を受け、高次脳機能障害のうち画像所見が認められない軽度外傷性脳損傷に関する労災の障害給付請求事案については、厚生労働省に報告し個別に判断することとなり、新たな一歩になると期待されている。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 軽度外傷性脳損傷のために働けない場合、労災の障害（補償）年金が受給できるよう労災認定基準を改正すること。
- 2 労災認定基準の改正に当たっては、他覚的・体系的な神経学的検査法など、画像診断に代わる軽度外傷性脳損傷の判定方法を導入すること。
- 3 軽度外傷性脳損傷について、国民への啓発・周知を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年7月2日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
厚生労働大臣

福島県議会議長 平出孝朗